後期高齢者医療加入者へ

8月1日(日)から 後期高齢者医療被保険者証が 緑色に！

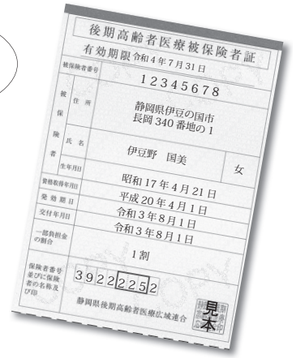

●変更の概要

新しい被保険者証は、7月中旬に普通郵便で郵送します（8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に郵送）。住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように保管しましょう。また、期限の切れた古い藤色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。

●一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、前年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、令和3年度の住民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

◆次の人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると「1割」になります

○世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満

○世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上で、その人たちの収入合計額が520万円未満

○世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入していない70～74歳の人との収入合計額が520万円未満

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

◆認定証を持っている場合

新しい認定証は、7月中に郵送します（被保険者証とは別送）。ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

◆認定証を持っていない場合

交付対象者には、7月中に申請書を郵送します。国保年金課（伊豆長岡庁舎）で手続きしてください。

●令和3年度保険料の決定

前年中の所得に基づき、8月に令和3年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。

年間保険料の計算式は、次のとおりです。

【所得割額】①

（被保険者の総所得金額等 － 43万円）× 8.07%

【均等割額】②　42,100円

年間保険料

①＋②（賦課限度額64万円）

●保険料軽減措置

【低所得世帯】

同一世帯内のすべての後期高齢者医療の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計が、左表に示す基準額以下のときは、均等割額が軽減されます。

◆均等割額

区分	世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計
7割軽減	43万円＋（給与所得者等の数※ -1）× 10万円以下のとき
5割軽減	43万円＋（給与所得者等の数※ -1）× 10万円 +28万5千円×被保険者数以下のとき
2割軽減	43万円＋（給与所得者等の数※ -1）× 10万円 +52万円×被保険者数以下のとき

※ 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））★

★公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

【被扶養者】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額はかからず、資格取得日から2年間は均等割が5割軽減されます。

国民年金を納めることが難しいという人へ

国民年金の保険料免除・納付猶予申請

問 三島年金事務所　☎ 055-973-1166
日本年金機構のホームページ
https://www.nenkin.go.jp/

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料免除・納付猶予ができます。保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請してください。

※日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、公的年金への加入が義務づけられています。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などは、国民年金の保険料を自分で納付しなければなりません。保険料を納めないままにしておくと、老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

令和3年度
国民年金の保険料免除・納付猶予申請は、7月から受付開始します

申請先／国保年金課
持ち物／
①年金手帳またはマイナンバーカード
②失業した人は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
③学生の場合は学生証のコピー（両面）または在学証明書（原本）
申請に関する問い合わせ先／
国保年金課　☎ 055-948-2905

日本年金機構からのお知らせ

年金相談・手続きの際は、基礎年金番号のわかるものを用意し、予約相談をご利用ください。

○予約受付専用電話（来訪相談の予約）
受付時間／月～金（平日）8：30 ～ 17：15
☎ 0570-05-4890

○ねんきんダイヤル（年金相談に関する一般的な問い合わせ）
受付時間／月 8：30 ～ 19：00
火～金 8：30 ～ 17：15
第2土曜日 9：30 ～ 16：00
☎ 0570-05-1165